

国民健康保険税納付等のお知らせ

1 国民健康保険税の制度について

国民健康保険は、国民健康保険の加入者がお金(国民健康保険税(以下「国保税」と表記します))を出し合い、病気やけがで診療を受けたときの医療費などに充てる支え合いの制度です。(※下記参照)みなさんが納める国保税は国民健康保険の大切な財源です。国保税を納めない人がいると、他の人の負担が大きくなり、国民健康保険制度の維持が難しくなります。必要なとき、安心して医療を受けられるように、国保税は必ず納めるようお願いいたします。

※『国民皆保険制度』と言い、高額な医療費の負担を軽減するため、原則的に日本ではすべての国民が何らかの公的医療保険に加入することとなっています。

国民健康保険の加入・脱退の手続きは、社会保険等の加入・脱退後、14日以内に行ってください。

2 納税義務者について

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。世帯主が勤務先の健康保険に加入している場合でも、世帯のだれかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となります。

3 国民健康保険税の納付について

○普通徴収…納付書、口座振替(納期限は各月の月末。土・日・祝日の場合、その翌平日が納期限)

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

○特別徴収…支給される年金から天引き(65歳から75歳未満で徴収要件を満たす方)

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月



4 年度途中で加入(脱退)した場合

窓口で加入(脱退)のお手続きをいただいた翌月中旬に保険料決定通知書(または保険料変更の通知書)をお送りいたします。(4月から5月の間に手続きいただいた場合は7月中旬にお送りいたします)国保への加入月が前年度へさかのぼる場合には、その年度に係る通知書をお手続きいただいた翌月にお送りいたします。

ご注意いただきたい点

- ・月末に国保に加入した場合、1か月相当分の保険料が生じます。
- ・月の途中で会社を退職した場合、従前加入していた社会保険の資格喪失日(離職日の翌日)からの加入となります。申請した月からの加入ではない点、ご注意ください。
- ・なお、国保加入した日の属する月中に脱退した場合は、その月の分の負担は生じません。

○ 会社を退職(または転入)し、世帯全員が新たに国民健康保険へ加入された場合

例) 7月30日に会社を退職し、8月15日に窓口で国保加入の手続きをした場合

国民健康保険の加入期間は7月31日(保険資格喪失日)から翌年3月31日までの9か月分で計算されます。通知書は9月中旬に送付され、第3期から第9期までの7回で納めていただきます。

例) 4月25日に転入し、窓口で国保加入の手続きをした場合

国民健康保険の加入期間は4月25日から翌年3月31日までの12か月分で計算されます。通知書は7月中旬に送付され、第1期から第9期までの9回で納めていただきます。

※転入された時点で大崎市に所得情報がない場合には、前住所地の自治体へ所得照会を行うこととなります。照会の結果、所得が確認された場合、通知書をお送りした翌月に、所得を含んだもので再計算した通知書をお送りいたします。

○ 社会保険等へ加入(または転出)し、世帯全員が国民健康保険を脱退された場合

例) 7月30日に社会保険に加入し、8月15日に窓口で国保脱退の手続きをした場合

国民健康保険の加入期間は4月から6月までの3か月分で再計算されます。変更後の通知書は9月中旬に送付され、精算する税額がある場合は精算分の納付書をお送りいたします。※納めすぎた税額がある場合は後日、還付(払戻し)等の通知をお送りいたします。

例) 2月10日に転出し、窓口で国保脱退の手続きをした場合

国民健康保険の加入期間は前年4月から1月までの10か月分で再計算されます。変更後の通知書は3月中旬に送付され、精算する税額がある場合は精算分の納付書をお送りいたします。※納めすぎた税額がある場合は後日、還付(払戻し)等の通知をお送りいたします。



5 国民健康保険へ加入・脱退した後の税額を試算することができます

国民健康保険へ加入・脱退した後の国民健康保険税額を税務課(本庁舎2F)で試算することができます。加入後の税額が気になる方、脱退後どこまで納付すればいいのかわからない方など、窓口でのお手続きの後であれば、あまり時間をかけずに計算することができます。お気軽にご相談ください。(4月から6月までは前年度の所得の確認に時間を要するため計算に少々時間を頂戴します)

※転入等、窓口でお手続きをしていただいた時点で大崎市に前年度の所得情報がない場合には、適正な税額を計算することができません。その場合は確定申告書の写しや源泉徴収票など前年度の所得が分かる書類をお持ちください。

6 その他

国民健康保険へ加入・脱退後の国民健康保険税の納付方法等はその時期、内容等により変更になる場合があります。詳しい納付方法等については税務課(本庁舎2F)へお問い合わせください。